

# 新婚生活を応援します！

若狭町結婚新生活支援事業

若狭町では、より幸せな新生活が送れるよう、  
新婚世帯を対象に新生活のスタートに必要な費用を支援します。

## 対象条件

以下のすべてを満たす夫婦が対象となります。

- ① 当年1月1日から  
翌年3月31日までの間に  
婚姻届けを提出し、  
受理された夫婦
- ② 夫婦ともに39歳以下
- ③ 新婚夫婦世帯の所得が  
500万円未満  
※奨学金の返済を行っている場合には、  
世帯の所得から  
奨学金の年間返済額を控除
- ④ 補助対象となる住宅が町内にあり、  
かつ夫婦ともに当該住宅地に  
住民登録を有し、  
居住していること
- ⑤ 町内に5年以上継続して  
居住する意思があること
- ⑥ 町税等を滞納していないこと

最大

10  
万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります



## 補助額

夫（妻）	妻（夫）	最大補助額	詳細
29歳以下	25歳以下	最大110万円	補助金：最大70万円 支援金：一律40万円
	26～29歳	最大100万円	補助金：最大70万円 支援金：一律30万円
30～39歳	25歳以下	最大80万円	補助金：最大40万円 支援金：一律40万円
	26～29歳	最大70万円	補助金：最大40万円 支援金：一律30万円
	30～39歳	最大40万円	補助金：最大40万円

手続き方法は裏面をご確認ください。

## 補助対象経費

婚姻を機に住居を取得、リフォーム、賃借、引越しに要した次の費用が対象となります。

※国の住宅に係る補助金制度との併用一部不可。個別にご相談ください

住宅取得費用	建物の購入費
リフォーム費用	建物の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費 ※倉庫・車庫・外構・家電購入・設置費用は対象外
住宅賃貸費用	賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
引越し費用	引越し業者または運送業者に支払う費用

※補助対象経費とは別に支援金が交付されます。

## 早婚夫婦支援事業

夫婦どちらか一方が 29 歳以下 30 万円

夫婦どちらか一方が 25 歳以下 40 万円

## 申請方法

申請書兼実績報告書に次の必要書類を添付し、  
お問い合わせ先（若狭町役場総合政策課）まで提出してください。

## 必要書類

- ・婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届け受理証明書
- ・住民票謄本
- ・申請者及び配偶者の所得課税証明書
- ・申請者及び配偶者の納税証明書
- ・費用を支払ったことを証する書類（領収書等の写し）
- ・勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書
- ・貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類



※申請書類の様式については、若狭町HPからダウンロードください。

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/mokuteki/6/2282.html>



若狭町HP

※申請を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

※今年度の申請は 2 月末までとなります。

## その他

- ・交付申請額が補助上限額に達しなかった場合、補助上限額から当該年度の交付申請額を差し引いた額を、その翌年度に申請することができます。
- ・事業の詳細や必要な手続きについては、お気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ 若狭町役場 総合政策課

TEL : 0770-45-9112

Mail : seisaku@town.fukui-wakasa.lg.jp

